

【注】建築物、工作物、開発行為、公共空間の定義（第3章において同じ）

- 1 建築物：建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物
- 2 工作物：建築物以外の工作物のうち次に掲げるもの

工作物の区分	対象となる工作物
塔状工作物	風車、物見塔、煙突、柱、高架水槽、電柱、鉄塔、屋外照明 その他これらに類するもの
塔状工作物	彫像、記念碑、記念塔、装飾塔 その他これらに類するもの
壁状工作物	擁壁、柵、塀 その他これらに類するもの
横断工作物	高架道路、横断歩道橋、跨線橋、橋りょう、水門・堰（地上附属工作物を 含む） その他これらに類するもの
その他工作物	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理施設、立体駐車場、立体駐輪場 地上に設置された太陽光発電設備 その他これらに類するもの
自動販売機	自動販売機

- 3 開発行為：都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開
発行為
（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で
行なう土地の区画形質の変更）
- 4 公共空間：国道、県道及び市が指定した路線